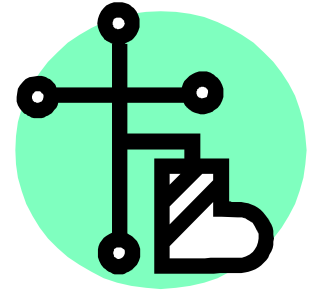


社長さん！！個人事業主さん！！

労災保険に入ってますか！？

～ 労災保険のことは、社会保険労務士にお任せ下さい！！ ～

労災保険の特別加入制度は、  
**事業主さんの為の制度**です！！



労災保険は、お得が一杯です！！

私保険の傷害保険より断然お得！！

保険料数百円で、充実の補償がえられます。

例えば・・・万一の時の遺族補償年金や傷害補償年金や働けない時の休業補償給付等が支給されます。

保険料は、社長さん、事業主さんの給与を5,000円/日で設定すれば、約800円/月程度です。

健康保険では業務上の怪我はカバーされません！！

労災保険に加入すれば、保険で治療が出来ます。

例えば・・・療養補償給付が支給されます。

こんな社長さん、事業主さんにお勧めです！！！！

従業員と同じような仕事をされている方

工場で働いたり、営業で外回りの多い方

通勤している方

### < 注意とお願い >

特別加入に当たり、下記の点にご理解とご協力をお願いします。

労災の特別加入の為に、労働保険事務組合への入会が必須です。

社長さん、経営者さんとして業務をしている場合は、保険対象外です。

例えば・・・資金繰りのための外回りや取締役会等 また、就業時間外にお独りでお仕事をされている場合も対象外です。

ご用命は、下記までお願いします。

みやこ社会保険労務士事務所 社会保険労務士 松村 篤

TEL/FAX : 075-353-9269 E-mail : [BYK00325@nifty.ne.jp](mailto:BYK00325@nifty.ne.jp)

携帯 090-1710-2045

